

第4次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
<p>提言1 環境教育を企画・実行できる人材の養成プログラムを含めた「環境教育実践プロジェクト」を設置する。 ・環境教育・学習を推進するため、市民・事業者・行政が一体となった「環境教育実践プロジェクト」を設置し、ファシリテーター、コーディネーターを養成するとともに、教育の実施方法や成果を評価する場とする。</p>	<p>現在、札幌市独自の環境教育を企画・実行できる人材の養成プログラムは行っていないが、平成19年度に「札幌市環境教育プログラム」を策定し、学校や家庭・地域で実施できる環境教育のプログラムを紹介し、その推進を図っている。</p> <p>市民の環境問題に関する学習ニーズに対応し、さっぽろ市民カレッジ（会場：生涯学習センター）において、環境をテーマにした講座（体験！国有林散策、きのこ料理と雑学を学ぶ等）を実施している。</p> <p>環境教育に関する人材養成に限定していないが、まちづくりを支える人材を育成していくため、ファシリテーターを養成する講座を実施している。平成17年度からは、講座修了者を対象に、センター職員の支援のもと、講座の講師を務めるなど学んだ成果を活かせるよう、学習支援者養成を実施している。</p>	<p>「札幌市環境教育プログラム」のさらなる周知と、より効果的な内容にするための改定を行っていく。また、このプログラムを活用した公開授業を行い、環境教育の実施方法について検討する予定。</p> <p>引き続き、生涯学習センターを主会場に、環境問題等市民の学習ニーズに対応する講座を実施していく。</p>	<p>環境局環境都市推進部 推進課</p> <p>教育委員会生涯学習部 生涯学習推進課</p>
<p>提言2 環境教育に関わる市民自らが情報の発信・受信を格安で出来る制度を設定し、随所に場所を提供する。 ・環境に関わる情報を市民が共有するため、たとえば地下鉄駅構内に情報の受発信用のスペースを設置し、低価格の料金で使えるようにする。</p>	<p>環境プラザ（現在は指定管理者が管理・運営）のホームページに、事前に登録した市民・事業者が、それぞれの主催する環境教育に関する事業等を紹介するコーナーを設けている他、環境プラザのスペース内に、環境情報を発信・受信できる「みんなの掲示板」を設け、これを市民が自由に利用している。また、市内の環境情報を発信するため、月に1度環境情報紙「えこぼろ」を発行している。</p>	<p>より利便性の高い情報発信ができるよう、環境プラザのホームページの更新などを行っていく予定。</p>	<p>環境局環境都市推進部 推進課</p>
	<p>市政情報端末については、引き続き大通駅及びさっぽろ駅に設置している。（ただし、交通局にて使用料を免除しているのは現在さっぽろ駅のみ。）</p> <p>また、市民からの地域情報を発信する場として、駅構内に下記のスペースを設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり情報掲示板 西区が主体となり、西区内4駅に設置。使用料を免除。 ・情報発信ボード 地下鉄沿線の地域情報発信の場として、地域で行う催しを掲載できる32駅35か所に設置。交通局が設置主体のため、使用料なし。 ・メトロギャラリー 芸術作品（絵画、書道、手芸など）を発表できる場所を9駅に設置。交通局が主体のため、使用料なし。 	<p>今後もこの取組を継続していく予定。</p>	<p>交通局高速電車部業務課</p>

第4次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
<p>提言3 市内の公園現場に掲示板を設置し、情報交換ができるようにする。 ・公園の維持管理に関して市民の意見を反映するため、園内に掲示板を設置して市民と行政が情報交換をする。</p>	<p>みどりの推進部ホームページに「ご意見コーナー」を設けているほか、指定管理公園においてアンケートを実施するなど、市民意見の把握に努めている。</p>	<p>左記の取り組みを継続して実施予定。</p>	<p>環境局みどりの推進部 みどりの管理課</p>
<p>提言4 各公園において市民自らが自然の発見を記入することで完成する「手づくりノート」など自然観察サポートグッズを推進し、「さっぽろ市自然達人」認定書を発行する。 ・市民が継続して公園に関わりを持てるようにするため、自然観察サポートグッズを作成・配布するとともに、市長名の自然達人認定書を発行する。</p>	<p>指定管理者が自主事業として環境教育イベント等を開催している。</p>	<p>左記の取り組みを継続して実施予定。</p>	<p>環境局みどりの推進部 みどりの管理課</p>
<p>提言5 公園における市民の利用、管理、促進のための基地としてのミニパークセンターを早期実現し、レンジャー登録制を開始する。 ・市民の公園利用・管理を促進するため、既存施設を活用してミニパークセンターとし、展示スペースを確保するとともに、ボランティアによる公園レンジャーを配備する。</p>	<p>「みんなが集い学び楽しむ公園緑地づくり事業」において、公園緑地の利活用促進や公園緑地におけるボランティア活動の拡充のため、担い手となる市民との協働により各種事業に取り組んでいる。具体的には、利活用促進について市民参加によるワークショップ等の開催やボランティア活動促進のための資材提供、普及啓発等を予定している。</p>	<p>市民とともにイベントの企画・実施、効果的な情報の受発信の検討・実施を行うとともに、積極的な情報提供を行うため、拠点機能の充実強化やネットワークづくりを進めている。</p>	<p>環境局みどりの推進部 みどりの管理課</p>
<p>提言6 環境プラザで行っている市の環境保全アドバイザー、環境教育リーダーの派遣などとパークセンター構想の連携体制を整備する。 ・パークセンター構想の実施に当たっては、環境に関心のある市民を増やすため、環境アドバイザーや環境教育リーダーの派遣制度と連携して進める。</p>	<p>現在のところ、環境教育リーダーや環境保全アドバイザーの、都市緑化植物園への派遣事例はない。</p> <p>パークセンターの配置については、市民による公園管理運営などの自主的活動を促進するためのしくみづくりのひとつとして検討しているが、設置には至っていない。</p> <p>しかし、指定管理者が運営する公園などでは、環境に関心のある市民を増やす活動やイベントなどが開催されている。</p>	<p>都市緑化植物園等の講習会への環境教育リーダー・環境保全アドバイザーへの派遣については、指定管理者との協議が必要。</p> <p>今後は環境に関心のある市民を増やすため、既存施設の活用の中で、環境保全アドバイザーや環境教育リーダー制度のほか、緑の愛護員制度などとの連携を検討する。</p>	<p>環境局環境都市推進部 推進課</p> <p>環境局みどりの推進部 みどりの推進課</p>

第4次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
<p>提言7 札幌の「公園の質」を考えるきっかけに、各区役所と地域が共催する「公園まつり」を開催する。</p> <p>・身近な公園をきっかけとして市民が自然について考えることができるように、「公園まつり」を区役所と地域が共同で開催する。</p>	<p>中央区では、「公園まつり」に類するものは行っていないが、豊平川や藻岩山などの自然にふれあい、環境美化意識、保全意識の向上を図る「豊平川ふれあいクリーン作戦withイカダ下り」、「アタック・ザ・531M(藻岩山ファミリー登山)」などの事業を実施している。</p> <p>また、公園、緑地、河川敷などを会場とした地域主催のイベントへの助成も実施している。</p>	<p>中央区としては、まちづくりを進めるうえで、環境への配慮は重要であり、環境美化事業「中央区道路アダプト制度」などに積極的に取り組んでいるところである。</p> <p>提案のあった「公園まつり」については、地域が主体となって実施したいとの強い要望があれば、環境局などの関係部局と協議しながら、区としての関わり方について検討していきたいと考えている。</p>	<p>中央区市民部地域振興課</p>
	<p>提言でいわれている「公園まつり」は開催していないが、北区では地域住民等に種から花苗を育ててもらい、公園の花壇、植樹柵、植樹帯に植栽し、花のある魅力ある快適環境の保全・創出を進める取組を実施している。</p>	<p>快適な環境の保全・創出に向けて、地域との協力により公園の花壇、植樹柵への植栽を通じて、魅力とうるおいのある空間づくりを広めていきたいと考えている。</p>	<p>北区市民部地域振興課</p>
	<p>現在、東区においては「公園まつり」に類するものは行っていないが、平成12年度より、緑豊かで施設や遊具などが充実するモエレ沼公園を会場に「さわやか健康まつり」を開催している。</p> <p>広大で自然豊かなモエレ沼公園の中をウォーキングやジョキングすることを通じて、区民の交流を深めるとともに健康や自然への関心を高める効果があることが期待できる。</p>	<p>引き続き、モエレ沼公園を会場に、同様のまつりを開催していく。</p>	<p>東区市民部地域振興課</p>
	<p>白石区内最大の公園である川下公園で、「環境局」との共催により集客イベントを開催し、地域の緑化推進を図るとともに観光資源としてのPRを平成20年度に行った。</p> <p>また、子どもたちに身近な自然である川に接する機会を提供するためのイベント「月寒川にぎわい川まつり」を行い、家族(親子)のふれあいの場を通して子どもの健全育成を推進している。</p> <p>「白石ライラックフェスティバル in 川下公園」 平成20年6月1日(日) 「月寒川にぎわい川まつり」 平成19年7月28日(土)参加者250人 雨天のため人数減であった。 平成20年7月26日(土)参加者700人</p>	<p>公園や川といった自然を身近に感じる場所でのイベントを通し、環境に対する意識の高揚を図るため、市民団体・地域団体と連携しながら事業の継続、さらには新たな事業の企画に取り組んでいきたい。</p>	<p>白石区市民部地域振興課</p>

第4次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
	<p>青葉地区まちづくり会議・環境部会における検討の中から生まれた、次の事業を実施中。</p> <p>青葉中央公園ジャック 《実施主体》青葉中央公園ジャック実行委員会（青葉町自治連合会、地区社会福祉協議会、地区青少年育成委員会、地区民生児童委員協議会、児童会館、まちづくりセンターなどで構成） 《開始時期》平成18年2月 《ねらい》身近な公園の利活用促進を通じて、環境問題への関心を高める。</p> <p>《具体的な事業》 青葉中央公園花いっぱい運動 公園内の遊休花壇を借り受け、町内会や老人クラブ、学校など地域の団体が手入れをするもの。担当する団体は公募により選定し、今年度は、環境部会以外に12の団体が活動中。昨年度からは、区から提供した花苗に加え、雪解け前から自宅で種から育て、春に青葉小学校の温室を借りて大きく成長させた花苗を公園花壇に植える「種から育てよう」を実施したほか、秋には、区土木センターの協力を得て公園内の落ち葉を集め堆肥化し1年後に花壇の肥料として利用する「落ち葉堆肥づくり」を実施している。</p> <p>自然観察会 札幌市環境教育リーダーによる引率で、園内の雑木林部分を観察しながら、動植物について学ぶもの。今年度は、実行委員も含めて70名が参加。終了後は、自治連が提供した軽食をとりながら、参加者同士で交流を深めたほか、昨年度から、公園内の樹木を使ってもロープによる木登り体験「ツリーイング」を実施。今年度は子供たち35人が木に登り、違った目線から自然と触れ合い、動植物について学んだ。また、今年度は、これに併せ青葉小学校の5年生による樹名板と樹木説明板の作成・取付を実施し、身近な自然環境についての学習を深めた。</p> <p>公園内のゴミ拾い 6月初めから10月の体育の日まで、毎日実施されるラジオ体操会の参加者が、園内のグラウンド部分で自主的にゴミ拾いを実施しているほか、5月には花いっぱい運動の参加グループと青葉小学校の児童と一緒に雑木林を含め公園内の一斉ゴミ拾いを実施。集めたゴミを自宅へ持ち帰らなくて住むよう、実行委員会が一時的保管場所を用意し、区土木センターが随時回収している。</p>	<p>現在、新規事業は予定していないが、今後もこれまでの公園を舞台とした各種事業の拡充に努めていきたい。</p>	<p>厚別区市民部青葉まちづくりセンター</p>
	<p>豊平区の各地域で、自主的に河川清掃、ヤマベの稚魚放流、桜の植樹を行うなど、環境保全に対する意識が高く、区では地域の自主的な活動を支援するための各種助成事業を実施している。また、地域と区の協働の取組として、中学生のまちづくり参加が主目的であるが公園の質を共に考える契機として中学生・区役所職員等のボランティアによるごみ拾いを実施した。</p>	<p>全市的に地域の自主性・自立性を高める取組が進められており、「公園まつり」については、地域での自主的な発案により区に共催を持ちかけられることが望ましく、豊平区としては、各地域での自主的な活動を支援することで、「自然について考えるきっかけをつくる」という目的が達成されるものと考えている。</p>	<p>豊平区市民部地域振興課</p>

第4次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
	<p>現在、「公園まつり」に類するものは行われていないが、公園や緑地、河川敷などを会場として、自然や環境を考えるイベントや活動が行われている。区が主催するものとしては、あしりべつ川体験塾やホタル放流・観賞会、町内会や学校など地域が主催するものとしては、清掃や植花活動、あしりべつ川への稚魚放流、自然体験授業などがある。また、地域の団体と連携して、白旗山競技場を会場に、自然とスポーツをテーマに「白旗山フェスティバル」を平成19年から開催している。</p> <p>南区では、「公園まつり」に類するものは行っていないが、区実施プランの重点取組項目の中で公園利用の促進を一つの目標に掲げ、区民との協働による地域美化の推進とみどりのリサイクル運動の展開及び公園管理運営と利用促進の拡大を図っている。</p> <p>区民とともに公園の落ち葉で堆肥づくりを行い、循環型モデルガーデンの推進を図るほか、公園維持管理の軽減とごみの減量化を図るため、みどりのリサイクルを本格的に実施する。</p> <p>公園利用の促進を図るため、地域住民と協働で「公園まなびのヒント講座」「公園冬遊びの達人講座」を引き続き開催し、拡大・充実を図る。</p> <p>エドウィン・ダン記念館と記念公園との一体利用促進の拡大を、引き続き図る。</p> <p>また、平成19年度より、藻岩下公園（愛称：パンダ公園）が多くの人に使いやすくふれあいの場となることを目的として「パンダ公園を考える会」が活動（花壇の花植え、盲導犬体験、野外ゲーム活動、園内のパンダ像の塗りなおしなど）を開始し、区土木部が活動を支援している。</p>	<p>清田区は白旗山、平岡公園、あしりべつ川に代表されるように自然が豊かである。この特徴を生かし、公園に限らず、広く自然環境の保全や活用を考える取り組みを、今後とも地域と連携して行っていきたい。</p> <p>現在、区実施プランの重点取組項目3項目とも継続・拡大していく予定である。</p> <p>特に、みどりのリサイクルについては、平成21年度、ゴミの有料化が実施されることから重点的に取り組みたい。</p>	<p>清田区市民部地域振興課</p> <p>南区市民部総務企画課</p>
	<p>現在、「公園まつり」に類するものは行われていないが、地域と共同でちえりあ前広場で「美味しいエコフェスタ」を開催しているほか、琴似発寒川や三角山など西区の地域資源を活かし、地域自然の発見や地域愛の醸成を図るイベントや活動が行われている。</p> <p>区が実施するものとしては、三角山自然観察会や水生生物観察会を実施したほか、区内の清掃活動として西区アダプト・プログラムに取り組んでいる。</p> <p>また、地球に優しいまちづくりを進める西区民会議「こども・自然環境部会」による環境・自然体験活動に取り組んでいる。</p> <p>さらに、町内会など地域が実施する各地区の夏祭り等で公園を会場として活用しているほか、地域を中心とした実行委員会により、琴似発寒川の一斉清掃や稚魚放流など環境・自然活動を実施している。</p>	<p>西区は、「地球に優しいまちづくりを進める西区民会議」を中心に、環境に配慮したまちづくりを進めており、地域に身近な自然についての学習の場として、「公園」も候補地の一つとして考えている。</p> <p>現在のところ地域との協働による「公園まつり」の事業計画はないが、総合公園である五天山公園が平成21年度にはフルオープンする予定であり、今後、施設設備等を立案しながら、検討していきたい。</p>	<p>西区市民部地域振興課</p>

第4次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
	<p>現在、「公園まつり」に類するものは行われていないが、「身近な公園をきっかけとして市民が自然について考える」機会としては、貴重な野生植物が自生する公園等（富丘西公園：ニホンスズラン、星置緑地：ミズバショウ、稲穂ひだまり公園：カタクリ）において、区と地域との協働によるこれらの資源を保全するための取組みが進められている。</p>	<p>今後も、市民が自然や環境について考えるための取組みを行っている市民活動団体に対し、できるだけの支援を行っていきたくと考えています。</p>	<p>手稲区土木部維持管理課</p>
<p>提言8 手軽に実施できる環境教育プログラムの推進制度をつくり、機材や様々な情報を関係機関へ配布する。また、実施後の次のステップや、アイデア実践を発表することで、水平展開を推進する運営主体を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業やPTA活動など学校における環境教育を推進するため、手軽に行える環境教育プログラムリストを作成するとともに、その機材を用意し、学校等に配布する。さらに、プログラムの実施後も発展的に継続できるように、学校の環境教育を支援・推進する運営主体を設置する。 	<p>平成19年に「札幌市環境教育基本方針」を改定し、その推進のため「札幌市環境教育プログラム」を策定した。また、環境プラザが所有する各種の環境教育教材(ビデオ・各種書籍など)や機材(顕微鏡等)の貸し出しを行っているほか、「環境教育へのクリック募金」では、学校での環境教育に使う教材を購入し、学校に配布している。</p>	<p>「札幌市環境教育プログラム」のさらなる周知と、より効果的な内容にするための改定を行っていく。</p>	<p>環境局環境都市推進部推進課</p>
<p>提言9 市民生活により近いところで「ミニ環境広場さっぽろ」を開催するためにも、学校施設を地域の拠点とし、利活用を広げるような規制改革をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校を活用した地域の環境教育を推進するため、学校の施設を開放・活用し、地域の市民・事業者・行政が一体となった「ミニ環境広場」を開催する。 	<p>学校施設を利用した事業は現在行っていないが、学校を対象とした環境活動コンテストを平成20年度に実施予定。</p> <p>学校は、児童生徒の学習・生活の場としての機能を持つだけでなく、地域住民にとって身近な施設でもある。学校の目的外使用承認等を受けて、8つの事業が行われており、平成20年8月1日現在で「家庭教育学級事業」は205校・園、「学校(体育施設)開放事業」は、294校、市民(登録)対象の体育館は176校、「学校図書館地域開放事業」は93校、「文化活動開放」は16校、「ミニ児童会館整備」は51校、「学校・地域連携事業」は50校、「学校施設ゆとり活用事業」は18校(19年度実績)、「放課後子ども教室モデル事業」は1校で実施されている。</p> <p>また、子ども未来局では、ミニ児童会館を有効利用した子育てサロンを開設するなど、学校施設の一層の活用が図られているところである。</p>	<p>今後も、学校を活用した環境活動を発表する場作りを検討していきたい。</p> <p>「ミニ環境広場さっぽろ」については、開催日時や使用場所などを含め学校教育に支障がないことを前提として、その目的が、社会教育や公益性などの点から、使用承認等の要件に合致することが必要なため、あらかじめ、教育委員会や学校にご相談いただきたい。</p>	<p>環境局環境都市推進部推進課</p> <p>教育委員会総務部管理課</p>
<p>提言10 アイドリングストップ運動の効果を把握する施策を関係者全員で再検討し、運動の実効化を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運輸部門の二酸化炭素削減のため、アイドリングストップ運動の効果を把握するとともに、市有施設における係員配置、店舗へのポスター、教育機関からの文書配布により運動を促進し、市民喚起を促す。 	<p>「札幌市生活環境の確保に関する条例」にて、駐車又は停車をするときは、当該自動車の原動機を停止しなければならないと規定しているほか、使用する自動車台数が規則で定める台数以上の事業者は環境への負荷低減に取り組むための計画書の提出を求めている。このほか、エコ市民レポートでの実践呼びかけや年2回の街頭でのキャンペーン、事業者へは、安全運転管理者等講習会やエコドライブコンテストなどの啓発活動の機会を捉え、アイドリングストップの励行を促している。</p>	<p>条例の周知、励行を促すため、企業等を中心に引き続き啓発活動等を実施する。</p>	<p>環境局環境都市推進部推進課</p>

第4次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
<p>提言11 運送業者には、ベルトとキーホルダーが緊結した方式等を法制化し、指導する。モデルとして公用車はエンジン稼働時のアワーメーターの取り付けを行う。</p> <p>・運送業者のアイドリングストップを徹底するため、ベルトとキーホルダーが繋がった方式（腰ひもキーホルダー）を法制化する。また、二酸化炭素削減効果を把握するため、モデルとして公用車にアワーメーターを取り付ける。</p>	<p>法制化についての検討は行っていない。公用車へのアワーメーターの取付は行っていない。</p> <p>環境保全の取組みとして、二酸化炭素削減のため、公用車には低公害車の導入を継続して実施し、アイドリングストップを励行している。保有台数31台中、19台が低公害車で、61%の導入率となっている。</p>	<p>運送業者へのベルトとキーホルダーが緊結した方式については、独自に実施している企業があるが、法制化については考えていない。</p> <p>公用車へのアワーメーターの取り付けについては、現段階では考えておらず、今後は、低公害車等の導入による燃料削減を進めていく。</p> <p>公用車へのベルトホルダー及びアワーメーターの取付けについては、現時点では考えていない。</p> <p>今後も継続して環境にやさしい低公害車等を導入し、燃料削減を進めていく。なお、今年度は、低公害車(ハイブリッド車)1台の導入を予定している。</p>	<p>環境局環境都市推進部推進課</p> <p>総務局行政部庁舎管理課</p>
<p>提言12 乗用車の都心乗り入れ規制を早期に実現する。</p> <p>・都心部における自動車排出ガスと二酸化炭素削減のため、「さわやかノーカーデー」の徹底、駐車料金・スペースの見直し、「世界カーフリーデー」の公式参加を行うとともに、課金徴収制度を検討し、乗用車の都心乗り入れ規制を早期に実施する。</p>	<p>自動車の都心部への乗入れ規制や駐車料金・スペースの見直しについては、都心の事業者や関係運輸事業者に多大な影響が想定されることから、これまでの市民議論を踏まえ、急激に進めるのではなく、経済活動の活性化や賑わい創出など都心のまちづくりを勘案しつつ、市民意識の転換と併せて段階的に実施することとしている。</p> <p>C02削減については、国土交通省環境行動計画（EST）モデル事業を実施し、その中で都心交通課題の解消に向けて、各施策の環境改善効果を算出し、市民、運輸事業者などに対し、交通行動の意識転換の動機付けを行った。</p> <p>「さわやかノーカーデー」については、引き続き、交通渋滞や排気ガスによる大気汚染のないさわやかな街づくりのために、市民、事業者に自動車利用の自粛を働きかける普及啓発事業を実施している。</p>	<p>人と環境を重視した、魅力的で活力ある都心を実現と、都心部におけるC02削減に向け、都心部の交通課題に対し、事業者や運輸事業者との協議を行いながら、駐停車スペースの確保などに取組んでいく。また、市民に対し公共交通利用促進の呼びかけを行い、都心に目的のない車両の乗り入れ削減に取組んでいきたいと考えている。</p>	<p>市民まちづくり局総合交通計画部交通企画課</p> <p>市民まちづくり局都心まちづくり推進室都心交通担当課</p>
<p>提言13 低公害車への早期転換の対策を推進する。</p> <p>・低公害車の普及を促進するため、ディーゼル車の排ガス規制を実施するとともに、燃料電池車、天然ガス車、LPG車の利用を促進する。</p>	<p>本市の公用車への低公害車導入を率先して行っているほか、市民・中小企業者向けに低公害車購入資金融資あっせん事業（利子分を市で補填）や、事業者への天然ガス自動車の導入補助を行っている。</p> <p>また、平成20年5月には、国土交通省「CNG車普及促進モデル事業」の地域指定を受け、トラックやバスなどの大型ディーゼル車両への天然ガス自動車の普及促進を図っている。</p>	<p>市民・事業者への低公害車導入を促進するため、継続して事業を推進していくとともに、国等に税制上の優遇措置の拡充強化について要望していく。</p>	<p>環境局環境都市推進部推進課</p>
<p>提言14 現在進行中の環境配慮型の持続可能な交通システムを前倒しして実施する。</p> <p>・環境配慮型の総合的交通システムを確立するため、「さっぽろ都心交通検討会報告書」で示された交通対策について、まちづくりの計画とあわせ、市民の意見を十分反映して早期に実施する。</p>	<p>国土交通省環境行動計画（EST）モデル事業を平成17年度から平成19年度まで3か年実施した。その中で、都心交通課題の解消に向けて、各施策の環境改善効果を算出し、市民、運輸事業者などに対し、交通行動の意識転換の動機付けを行った。</p>	<p>自動車に頼らない人と環境を重視した都心の創出を目指し、今後とも、適切な自動車や自転車利用を促進するため、市民への公共交通利用促進の呼びかけを行うとともに、実現に向けて事業者、市民らと協議を進めていく。</p>	<p>市民まちづくり局都心まちづくり推進室都心交通担当課</p>

第4次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
<p>提言15 行政（各部局）、市民、企業で「地球温暖化対策」と「二酸化炭素削減」の視点からパークアンドライドについて検討し、再構築する。</p> <p>・パークアンドライドについて、市民・企業・行政で温暖化対策の視点から、収容台数の増加などを再検討する。</p>	<p>パークアンドライド駐車場は、自動車交通から地下鉄等の公共交通機関への利用転換を図ることを目的とし、乗継拠点となる駅周辺に14駅28カ所3,139台が登録されている。</p>	<p>既存パークアンドライド駐車場の利用実態等を踏まえた、新たな基本計画を策定する予定でいる。</p>	<p>市民まちづくり局総合交通計画部交通施設担当課</p>
<p>提言16 パークアンドライドをもっと積極的にPRし、地下鉄駅からの案内や統一ロゴマーク等でその所在をアピールする。</p> <p>・パークアンドライドの利用者拡大のため、割引システムを再検討するとともに、案内板やロゴマークの設置、メディアの活用により積極的にPRする。</p>	<p>パークアンドライド駐車場は市の広報媒体や「さっぽろパークナビ」（札幌市駐車場案内システム）でPRしており、料金は一般利用に比べて割安になっている。利用状況は各駐車場ともに満車に近い状況となっている。</p>	<p>既存パークアンドライド駐車場の利用実態等を踏まえた、新たな基本計画を策定する予定であり、案内板やロゴマーク等PR方法についても検討していきたいと考えている。</p>	<p>市民まちづくり局総合交通計画部交通施設担当課</p>
<p>提言17 街中、地下鉄駅周辺の駐車場の整備、増設、その管理方法の再構築と、地下鉄への折りたたみ自転車の持ち込み可能策を再検討する。</p> <p>・温暖化対策の観点から積極的に自転車の活用を図るため、街中や地下鉄駅周辺の駐輪場増設や自転車専用レーンの整備とともに、取締り強化を含めた利用者のマナー遵守について総合的に検討する。また、地下鉄への折りたたみ自転車持ち込みについて、再検討する。</p>	<p>地下鉄への折りたたみ自転車の持ち込みについては、一般の手荷物同様、乗降口や車内通路をふさがない程度の大きさであれば、持ち込み可能となっている。</p> <p>ただし、乗車の際には、他のお客様にけがを負わせることがないよう、また、汚れがつかないようにカバーに入れるなどの条件で認めている。</p> <p><参考・該当規程> 札幌市高速電車運送約款 札幌市交通事業高速電車乗車規程 第8条 乗客は、次の各号の一に該当する物品を、駅構内及び車内に持ち込んで서는ならない。 (4) 不潔又は臭気のため、他の乗客に迷惑をかけるおそれのあるもの (5) 通路又は乗降口等をふさぐおそれがあるもの (6) 車両を汚損するおそれがあるもの (7) 前各号のほか、係員が駅構内又は車両に持ち込むことを不適当と認めるもの</p>	<p>現行どおり取り扱いを続けていく。</p>	<p>交通局高速電車部業務課</p>

第4次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
	<p>本市では地下鉄、JR駅周辺にこれまで約4万8千台の駐輪場を整備している。</p> <p>特に路上放置自転車が顕在化している都心部の中で札幌駅周辺においては、北5条西1丁目に本市所有地の暫定活用による駐輪場や、北5条西5丁目に札幌駅5・5自転車駐車を整備するなど、一定量の駐輪場を確保したうえで、平成17年7月より放置禁止区域の指定および放置自転車の即時撤去の実施、10月からは駐輪場の有料化を実施した。</p> <p>また、幅員の広い歩道においては路上駐輪場を暫定的に設置し、地元商店会との協働による自転車の整理整頓と啓発を行なっている。</p> <p>次に、自転車通行環境については、昨年度から、北海道開発局、北海道警察、北海道、及び札幌市で構成される検討会議で、自転車の通行環境整備のあり方について検討を行っている。</p> <p>このほか平成20年1月、国土交通省と警察庁が合同で、今後の自転車通行環境整備の模範となるモデル地区を、全国で98箇所（うち道内は4箇所）指定した。札幌市内では新札幌地区が指定されたことから、関係機関等連携のうえ、詳細の検討を進めた。</p>	<p>都心部だけでなく、札幌市全体でも自転車利用が増加している状況を踏まえ、自転車の交通モードとしての位置づけや、駐輪場の整備、走行空間の確保、安全走行マナー等、今後の自転車についての札幌市の考え方を整理するため（仮称）自転車利用総合計画の策定を平成21年に予定している。</p> <p>また、自転車通行環境については、今後も、北海道開発局、北海道警察、北海道、及び札幌市で構成される検討会議で、自転車の通行環境整備のあり方について検討を行う。</p> <p>さらにモデル地区の新札幌地区で、歩行者と自転車の輻輳により、事故の発生が懸念される箇所、約5kmについて、今年度から概ね2カ年で、歩行者、自転車それぞれの通行部分をカラー舗装や柵で分離するなどの整備を行う予定である。</p>	市民まちづくり局総合交通計画部交通施設担当課
<p>提言18 地球温暖化対策の一環として、「パークアンドライド」「カーシェアリング」など、有効な施策を併行実施する。</p> <p>・多くの人がパークアンドライドを利用できるようにするため、時間決め利用の拡大やカーシェアリングとの併行実施について検討する。</p>	<p>現在は、通勤交通を対象とした月極形式を主体としているが、そのうち時間貸し形式のパークアンドライド駐車場の運営を、地下鉄白石駅、自衛隊前駅、二十四軒駅、真駒内駅で行っている。</p>	<p>既存パークアンドライド駐車場の利用実態等を踏まえた、新たな基本計画を策定する予定であり、時間貸しの拡大やカーシェアリングとの併行実施についても、同様の観点から整理していきたいと考えている。</p>	市民まちづくり局総合交通計画部交通施設担当課
<p>提言19 都心にもみどり豊かなピオトープを作るために、国や道とも連携して、公園、学校、寺社、庭園、街路、河川敷などあらゆる可能地を活かす。</p> <p>・都心にピオトープネットワークを作るため、国や道と連携して用地管理者の組織を作り、公園、学校、河川敷などの公有地のほか、寺社、庭園など民有地も含め、ピオトープの整備を推進する。</p>	<p>ピオトープネットワークの形成を前提として取り組んだ事例はないが、市街地を流れる河川はごく身近に自然を感じる空間とすることができる。したがって、自然に満ちた、みどり豊かな河川となるよう多自然川づくり事業を進めている。</p>	<p>今後とも、多自然川づくりを実践することやその後の追跡調査を行なうことにより、必要があれば更なる改良を行なうなど、市街地内の河川については、河川特性に配慮し、自然に満ちた、みどり豊かな河川を目指して整備を推進して行きたい。</p>	建設局下水道河川部河川計画課
	<p>都心部を緑化重点地区に指定し、住民による民有地の緑化推進など、行政・市民・企業などが連携した市民参加による緑化を重点的に推進している。</p> <p>また、道路や河川等の管理者と連絡調整をしながら、みどりゆたかな空間づくりに取り組んでいる。</p>	<p>今後も道路や河川等の管理者と連絡調整しながら、みどりゆたかな空間づくりに取り組んでいく。</p>	環境局みどりの推進部みどりの推進課

第4次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
<p>提言20 都心にみどり豊かなビオトープネットワークを作るためには寺社や個人の庭園のみどりの活用も重要。それらのみどりが改築などで減少したり、相続などで転売されてビオトープが消滅するのを防ぐために、みどりを未永く保全する協定制度的買取基金などを整備する。</p> <p>・寺社や庭園など民間のみどりが改築や相続で失われるのを防ぐため、みどりを保全する協定制度的買取基金の制度をつくる。</p>	<p>都心部のみどりのネットワークづくりを目指して、都心部緑化重点地区の指定を行い、都市公園や街路樹を整備するとともに、「都市計画法」に基づく風致地区を指定するほか、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」や「札幌市緑の保全と創出に関する条例」に基づき保存樹木等の指定を行っている。</p> <p>また、昭和59年度に設立した「札幌市都市緑化基金」により、民有地緑化の普及・啓発活動など、様々な事業を実施している。（基金の造成と管理運用は（財）札幌市公園緑化協会が行っている。）</p>	<p>今後も都心部にふさわしいみどりのネットワークづくりを目指すため、「協定制度」も含め各種施策を検討していくことが必要と考えている。</p> <p>また、「買取基金」については、都心部の地価が高いことから相当の金額が必要であることが予想されるので、本市の厳しい財政状況などから新たに基金を設けることや、既存の基金により都心部の用地の買取を行うことは難しい状況である。</p>	<p>環境局みどりの推進部 みどりの推進課</p>
<p>提言21 市民、NGO、専門家、教育者と行政が協力して、ビオトープを順次計画的に整備するために、基礎資料とマニュアルを作成する。</p> <p>・市街地にビオトープを計画的に整備するため、市民、NGO、専門家、教育者と行政が協力して、基礎資料を調査・整理し、整備のためのマニュアルを作成する。</p>	<p>平成19年度まで小学校を対象とした学校ビオトープ整備支援事業を行い、導入報告を受けていた。しかし、平成19年度の応募は無かった。（これまでの整備実績：13小学校、支援実績：3小学校）</p>	<p>平成19年度の応募実績がなかったことから、学校ビオトープの整備支援事業は、平成20年度に廃止した。今後は、ビオトープを導入した学校が利用実績を報告し、ビオトープ整備校間での情報交換ができる機会の設定を検討していきたい。</p>	<p>環境局環境都市推進部 推進課</p>
<p>提言22 ビオトープを生涯教育の一環として、ビオトープの管理・運営を地元住民など市民、NGO、専門家、教育者と行政の協働で行う。</p> <p>・ビオトープを生涯教育に活かすため、ビオトープの管理・運営を市民、NGO、専門家、教育者と行政の協働で行う。</p>	<p>整備済みのビオトープの中には、小学校の教師や児童、PTA、地元町内会、NPO等が協働で管理している例がある。</p>	<p>ビオトープを導入した学校が利用実績を報告し、ビオトープ整備校間での情報交換ができる機会の設定を検討していきたい。</p>	<p>環境局環境都市推進部 推進課</p>
<p>提言23 容器包装リサイクル法に完全な「拡大生産者責任」の導入を強く国に要望する。</p> <p>・容器包装リサイクルの費用について、税金負担ではなく事業者と消費者の負担に変えるため、容器包装リサイクル法に拡大生産者責任を導入するよう強く国に要望する。</p>	<p>容器包装リサイクル制度については、容器包装廃棄物の排出抑制を促進する措置や、事業者が市区町村に資金を拠出する仕組みが導入されるなど、一定の改善が図られた。しかし、依然として、リサイクル工程の中で最も財政負担と手間の大きい分別収集・選別保管は自治体が担っており、循環型社会づくりの枠組みの原則である拡大生産者責任の考え方が不徹底なものとなっている。</p> <p>このことから、大都市清掃事業協議会や全国都市清掃会議において、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化を図ることを国・事業者に対して要望している。</p>	<p>自治体と事業者の費用負担及び役割分担について、検討を行うよう求めていくとともに、容器包装リサイクル法第10条の2に基づく資金拠出制度について、自治体の負担軽減のため、効率化により削減された再商品化費用の全額を自治体に拠出することを求めていくなど、拡大生産者責任の徹底を国・事業者に対して要望していく。</p>	<p>環境局環境事業部企画課</p>
<p>提言24 「自動販売機」を公共施設から撤廃する。</p> <p>・自動販売機によるエネルギー消費を削減するため、市の本庁舎や関連施設から自動販売機を撤廃する。</p>	<p>平成16年度に市内の自動販売機の設置台数や利用実態の基礎調査を行った。</p>	<p>自動販売機の撤廃については、公共施設の利用者の利便性なども考慮する必要があると考えている。</p>	<p>環境局環境都市推進部 推進課</p>

第4次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
	<p>環境マネジメントシステムの中で、「事業者に対して環境配慮を働きかける」という目標をたて、その手段の一つとして「自動販売機の設置許可の際に、環境に配慮した機器を設置するよう依頼」を掲げている部署がある。</p> <p>本庁舎では、職員の福利厚生及び来庁する市民等の利便性向上のために、清涼飲料水6台(1、11階)、たばこ1台(1階)を設置しており、(財)札幌市職員福利厚生会に行政財産の目的外使用として必要最小限の台数として許可している。</p>	<p>公共施設の自動販売機は、市民利用もあることや各種団体の貴重な収入源となっている場合もあることから、撤去については慎重な検討が必要である。しかしながら、近くに売店があるなど必要性が低い場合は、撤去が可能か検討するよう、働きかけていく。</p> <p>本庁舎の自動販売機については、職員や来庁市民のニーズが非常に高く、早急な撤廃は難しいと考える。しかしながら、環境問題を踏まえると、設置者である(財)札幌市職員福利厚生会とともに、設置台数や省エネタイプへの機器更新等について今後も協議を進め、環境負荷の低減に努めていく必要があると考えている。</p>	<p>環境局環境都市推進部 マネジメント担当課</p> <p>総務局行政部庁舎管理課</p>
<p>提言25 環境教育の教材を各学年相応の指導計画に導入する。 ・総合的環境副教材による環境教育を推進するため、小学校の指導計画に導入し、理科、社会科、総合学習で積極的に活用する。</p>	<p>学習指導要領の改訂に伴う移行措置期間(平成21～22年度)に使用する「教育課程編成の手引-移行措置に関する資料-」において、総合的環境副教材の活用について、社会科、理科、生活科、家庭科等で示す準備を進めている。</p>	<p>「教育課程編成の手引-移行措置に関する資料-」は、平成20年9月より執筆に入り、12月末までに各学校へ配布予定である。</p>	<p>教育委員会学校教育部 指導担当課</p>
<p>提言26 試験的に「ごみ特区」を設け、「戸別収集」する。 ・家庭ごみの減量や排出マナーの向上を図るため、試験的に「ごみ特区」を設けて戸別収集を実施する。</p>	<p>なし(現在、家庭ごみの収集はごみステーション方式により行っている)。</p>	<p>当面は、戸建住宅に比べてごみ出しに問題が多い共同住宅を中心とした排出指導の強化を図るなどにより、現行のごみステーション問題の改善に努めることとしている。その一方で、戸別収集については、実施に伴う経費や冬期間の支障などの課題整理を行うため、今後調査を予定している。</p>	<p>環境局環境事業部業務課</p>
<p>提言27 市民・事業者・行政三者協働による「レジ袋削減運動」を実施する。 ・ごみ減量のためのレジ袋削減について、業界単独の取組みではなく、市民、事業者、行政の協働で全市的な運動を展開する。</p>	<p>北海道ノーレジ袋運動を進める連絡会など、各種の機会を捉えて、事業者へレジ袋有料化の取組みへの協力を呼びかけた。これを受けて、平成20年5月21日に札幌東急ストアとレジ袋削減に向けた三者協定を締結し、6月20日より福井店において有料化の実証実験が開始された。また、取組みの拡大を図るべく8月8日にスーパー等の事業者、市民団体を対象に懇談会を開催したところ、10月以降のレジ袋有料化に向けて、10の事業者と7つの市民団体が協定参加を希望し、9月3日に協定を締結した。これにより、10月以降札幌市内161店舗において有料化が実施された。また、平成21年1月13日には、さらに2事業者が加わり、平成21年4月1日までに実施店舗は171店舗となる見込みである。</p>	<p>今後はドラッグストア、ホームセンターなど、呼びかけを行う対象事業者を拡大し、更なる協定の拡大を図る。</p>	<p>環境局環境事業部ごみ減量推進課</p>
<p>提言28 「天然資源を大切に」啓発キャンペーンを実施する。 ・レジ袋の原料になっている石油など天然資源について、限りある資源を大切にしよう啓発キャンペーンを実施する。</p>	<p>平成19年度から「さっぽろエコ市民運動」を展開している。この事業では、エコライフの一環として、“もったいない”という意識を醸成し、ものを大切にすることを観点から、レジ袋のかわりにマイバックを使用することなどの行動を促している。</p>	<p>引き続き、エコライフ実践に向けての普及啓発を行っていききたい。</p>	<p>環境局環境都市推進部 推進課</p>

第4次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
<p>提言29 市民・事業者・行政による「マナー向上推進チーム」を設置する。 ・ごみ排出マナーを向上させるため、市民、事業者、行政による「マナー向上推進チーム」を設置し、広報さっぽろに環境のページを設けて情報発信するなど効果的な啓発を行う。</p>	<p>平成16年1月に「ひと目でわかるごみ分けガイド(ごみ分別辞典付)」を作成、全戸配布し、その後の転入者に対しては区役所で随時配布している。また、概要版を適時作成し、町内会等での説明会やマナーの守られない地域に注意を促すチラシとともに配布するなどして活用している。 違反排出の多いごみステーションや地区については、クリーンさっぽろ衛生推進協議会、町内会、清掃事務所が連携し、ごみステーションのパトロールの実施や適正な分別排出の普及啓発に努めている。</p>	<p>市民へのマナー向上、ルール遵守の啓発については、今後もクリーンさっぽろ衛生推進協議会や町内会などと連携し、地域の実情に沿った啓発を進めていく。 また、「広報さっぽろ」や清掃ホームページなど各種媒体を活用し、さらに、出前講座や地域での説明会などの機会を利用して効果的な普及啓発に努めていく。 「ひと目でわかるごみ分けガイド」については、平成21年7月の家庭ごみ有料化の実施にあわせて全面改訂し、全戸配布する予定である。</p>	<p>環境局環境事業部業務課</p>
<p>提言30 地域住民参加の新たなしくみ「環境・井戸端会議」を創設する。 ・環境問題の取り組みに市民みんなが参加できるようにするため、地域や町内会の住民が気軽に参加し、発言できる「環境・井戸端会議」を創設する。</p>	<p>市民がいつでも参加できる取組として以下のものがある。 札幌市環境プラザの運営にあたり、市民が主体となり行政と共に運営する「環境プラザの運営に関する懇談会」を設置し、市民等の提案・要望などの意見交換を行っている。 多くの市民、事業者が集まり、行政と一体となって、「ごみ減量実践活動ネットワーク(さっぽろスリムネット)」を組織し、様々なごみ減量活動を実践している。 「環境モデル区」事業において、西区の区民が自由に参加できる「地球に優しいまちづくりを進める西区民会議」を設置し、地域に根ざした自主的な事業を展開している。 本市が設立・運営を支援している「まちづくり協議会」は、町内会、商店街、PTA、地域のボランティア団体、個人など多様な活動主体が幅広く参加し、緩やかに連携しながら、地域の課題を考え、問題の解決や目標の実現に向けて行動する場であるが、この中で、「環境」を活動テーマに設定したり、「環境部会」を設置して取組みを行っている地域もある。具体例を挙げると環境を主なテーマに活動しているまちづくり協議会としては、中の島魅力ある地域づくりの会、キャンドルナイトin琴似二十四軒実行委員会、美味しいエコフェスタ実行委員会、地域にやさしいまちづくりの推進実行委員会などがあり、環境に関する部会を設置している例としては、新琴似地区コミュニティネットワーク会議、新琴似西地区コミュニティネットワーク会議、もみじ台まちづくり会議、青葉地区まちづくり会議などがある。</p>	<p>引き続き、市民の参加の機会が広がるように配慮していきたい。 今後も、他のテーマで活動している地域と同様に、「環境」をテーマとしている地域住民主体のまちづくり活動やまちづくり協議会の取組みに対しても、まちづくりセンター等を通じて、団体間の連絡調整や、地域の課題解決に向けた助言、情報提供などの支援を継続していく。</p>	<p>環境局環境都市推進部推進課 市民まちづくり局市民自治推進室市民自治推進課</p>
	<p>西区では、「地球に優しいまちづくりを進める西区民会議」を中心に、区内の環境活動に取り組んでいる。 この会議では、地域での環境活動について話し合う場として、琴似二十四軒地区の「キャンドルナイトin琴似二十四軒」や西町・西野地区の「美味しいエコフェスタ」など、各地域での環境活動が推進されている。 また、平成19年度からは、それぞれの活動分野に細分化した「テーマ部会」を新たに組織し、「こども・自然環境部会」「エコライフ・リサイクル部会」「広報部会」が、環境保全活動を企画立案・実践している。</p>	<p>今後も引き続き、「地球に優しいまちづくりを進める西区民会議」や「テーマ部会」を中心に、地域が一体となって地球に優しいまちづくりを進めるための支援を継続していく。</p>	<p>西区市民部地域振興課</p>

第4次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
<p>提言31 環境政策や環境情報が速やかに市民・企業に伝わるシステムを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素や廃棄物などの環境負荷削減のため、環境保全に関する市の政策や情報を市民、企業に速やかにかつ確実に伝えるシステムを構築する。 	<p>環境局のホームページや環境プラザのホームページにおいて、本市の環境政策の他、各種の環境情報を提供している。環境情報のうち大気汚染情報は環境省のホームページ上の「大気汚染物質広域監視システム(通称：そらまめ君)」により全国一括に情報入手が可能。</p> <p>また、環境イベントの紹介や、最新の環境情報を提供するため、情報紙「えこぼろ」を毎月、発行している。</p>	<p>環境政策や環境情報の伝達については、情報の量や新鮮さを確保する点からインターネットを利用した情報提供を今後も継続していくとともに、インターネット利用環境にない市民等に対して情報が伝わる媒体も引き続き必要と考えている。今後もホームページの充実や紙面掲載の工夫等により、情報発信機能を高めていきたい。</p>	<p>環境局環境都市推進部 推進課</p>
<p>提言32 環境保全政策のフォローアップ体制を確立し、継続的に環境改善を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基本計画の推進のため、目標値に対するフォローアップ体制を確立するとともに、継続的な改善を図る。また、市民意識の把握のため、環境報告書の末尾にアンケート票を掲載する。 	<p>環境基本計画の進行管理については、5つの個別計画等(温暖化対策推進計画、一般廃棄物処理基本計画、緑の基本計画、水環境計画、環境教育基本方針)と連動して実施しており、また、毎年、定量目標等の進捗状況を調査・把握している。</p> <p>市民意識を把握するための事業としては、環境基本計画の進行状況や環境保全に関する施策の実施状況に関する評価、環境保全活動の取り組み状況などを把握し、それらの環境行政への反映を目的に、平成11年度より札幌市環境モニターを設置し、毎年アンケート調査を実施している。</p>	<p>今後、個別計画等の拡充を検討するとともに、将来的には、個別計画それぞれにおいて進行管理していくことを想定している。</p> <p>また、今後も札幌市環境モニターを継続して設置するとともに、札幌市環境保全協議会等における市民・事業者との協議などにより、市民意識の把握に積極的に努めていく。</p>	<p>環境局環境都市推進部 推進課</p>
<p>提言33 環境基本計画のフォローアップに環境会計を導入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全に対する関心を喚起するため、環境基本計画のフォローアップに環境会計の手法を導入する。 	<p>環境基本計画の進行管理については、5つの個別計画等(温暖化対策推進計画、一般廃棄物処理基本計画、緑の基本計画、水環境計画、環境教育基本方針)と連動して、実施している。</p>	<p>今後、個別計画等の拡充を検討するとともに、将来的には、個別計画それぞれにおいて進行管理していくことを想定している。また、より効果的な進行管理を行なうため、環境会計のような手法の導入も検討していく。</p>	<p>環境局環境都市推進部 推進課</p>
<p>提言34 環境政策推進のための「エコデザイナー活用システム」を確立させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に環境に配慮した行動を行ってもらうため、環境政策の企画立案から実施に至る過程において、エコデザイナーを入れて検討する。 	<p>現在、エコデザイナーと同様な制度は実施していないが、市民自治の観点より、パンフレット作成等においては中学生等市民の意見を取り入れながら作成している。</p> <p>平成19年度環境白書表紙及び概要版については札幌市立高等専門学校の学生がデザインしたものを採用している。</p> <p>また、「環境首都・札幌」宣言作成においては、市民の意見を取り入れるため公募委員を導入している。</p> <p>さらに、環境活動推進会議や環境保全協議会においては市の施策について、市民の意見の聴取や提案を行っている。</p>	<p>今後も、それぞれの機会を捉えて、市民意見を取り入れていく。</p>	<p>環境局環境都市推進部 推進課</p>